

平成 18 年度採択

「派遣型高度人材育成協同プラン」
マルチプレイ型コンテンツ知財専門人材育成

平成 19 年度 報告書

帝塚山大学大学院 法政策研究科
高度人材インターンシップ推進室

目 次

はしがき

1. マルチプレイ型知的財産専門人材養成プログラム運営方針の確定
 - ・「高度人材インターンシップ推進室」の業務
 - ・「運営委員会」のメンバーと開催
 - ・「高度人材インターンシップ外部評価委員会」の設置
 - ・カリキュラムの設計
2. コンテンツ知的財産関連講座の設置
 - ・「高度人材インターンシップ」前半
 - ・「高度人材インターンシップ」後半
3. コンテンツ企業へのインターンシップ派遣の実績
 - ・インターンシップ学生の派遣
 - ・「TIES～著作権ガイドライン」の目次
4. 知的財産関連セミナー等への派遣
 - ・国際シンポジウム（北海道大学）
 - ・著作権リフォームコンテンツ（全国都市会館）
5. インターンシップ担当の事業推進補助者の採用
6. 海外関連機関との協力のために出張調査
 - ・北京電影学院管理学部
 - ・中央美術学院人文学院
 - ・上海音楽院芸術管理部
7. ウェブ制作
 - 独自サイトの構築
8. インターンシップ協定先一覧
 - ・株式会社アド電通大阪
 - ・NPO法人CCC-TIES
 - ・アーカイブス出版
 - ・京都造形芸術大学

資料

はしがき

文部科学省が実施する「派遣型高度人材育成協同プラン」とは、「大学と産業界がパートナーシップを形成し、産学連携による高度専門人材の育成を行うことにより、大学の人材育成機能の充実・強化を図る」ものである。そのプログラムに帝塚山大学大学院・法政策研究科が平成 18 年度 6 月、応募総数 30 校の内、私立大学 2 校の中の 1 校に採択された。この背景には、平成 13 年度から本学大学院法政策研究科世界経済法制専攻博士前期課程において、新たに開設された「知的財産法制コース」の高い評価に加え、同省より平成 16 年度に採択を受けた「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）」（知的財産の法・政策・実務に強い人材の養成～高大連携から学部・大学院教育まで）¹の十分な実績が下支えになったと言えよう。

本取組は、大学院法政策研究科世界経済法制専攻（博士課程）の大学院生を対象に、メディア・コンテンツ業界における高い専門性を持った学生の育成を目指すものである。これは「知的財産戦略本部」が実施している『知的財産推進計画 2007』（2007 年 5 月 31 日発表）の「コンテンツ人材の育成を図る」²のなかで、「プロデューサーやクリエイターを育成する」「エンターテインメント・ロイヤーを育成する」などに見られるビジネス戦略における専門能力や、高いリーダーシップ力を期待しているものと考察する。本取組はこれらの指針に合致するものであり、次世代のコンテンツ業界を担う人材育成という使命感とともに、社会的にも非常に意義があるものと考えらる。

¹ 平成 19 年度で取組を終了

² 『知的財産推進計画 2007』（101 ページ参照）

1. マルチプレイ型知的財産専門人材養成プログラム運営指針の確定

今年度運営委員会メンバーにより事業を円滑に進めるために、前年度同様事業計画について、第1回運営委員会において、前年度の報告と今後の事業推進についての議論が行われ、当初計画していた通り事業を進めることとした。事業内容は、コンテンツ知的財産関連講座の設置、「高度人材インターンシップ外部評価委員会」の設置、サテライト教室の利用、コンテンツ企業のニーズ調査・分析、海外関連機関との協力のための出張調査、カリキュラムの設計と開講、インターンシップ派遣先企業の選定と協定締結・報告書発刊などである。また、前年度とは異なり、インターンシップの実施のため、学生募集とカリキュラムの開講を実施した。

「高度人材インターンシップ推進室」の業務

本プログラムを効率よく円滑に運営するための組織「高度人材インターンシップ推進室」は、海外関連機関との連携・協力、企業との業務調整、学部・大学院間の連携調整、科目担当教員との打ち合わせ、実務家外部講師との折衝、TAの指導、予算の執行補助、教材開発の補助、インターンシップ学生募集・科目の開講などを業務としている。運営委員会は、このプログラムの趣旨を生かし、法・政策・経営の観点から他の学部の教員に参加してもらっている。今年度からは推進教員を大幅に追加し、より効率的な事業を目指した。平成19年度の運営委員会のメンバーは以下の表の通りである。

「運営委員会」のメンバーと開催

平成19年度の運営委員会のメンバー（は推進室長）

氏名	学部・所属	役職	専門分野
江口 順一	法政策学部	教授・研究科長・室長	知的財産法
高 榮洙	法政策学部	准教授	知的財産法
児玉 克治	法政策学部	非常勤講師・前教授	通商法
山田 悠	経営情報学部	教授	ベンチャービジネス論
日置 慎治	経営情報学部	教授	情報ネットワーク
タン・ミッシェル	法政策学部	教授	消費者保護法
馬場 文	法政策学部	准教授	経済法・国際経済法
末吉 洋文	法政策学部	准教授	国際法・国際知的財産法
黄ジンテイ	法政策学部	准教授	国際取引法・国際私法
高尾 明照	キャリアセンター		システム工学
東山 純也	法政策学部	助手	著作権分野の法政策

平成19年度の運営委員会は、法政策学部の教授会/研究科委員会の終了後に毎月中旬に実施し、業務の方向性を協議した。

「高度人材インターンシップ外部評価委員会」の設置

本事業に対する外部のコンテンツ・メディアの専門家から構成される「高度人材インターンシップ外部評価委員会」を組織し、インターンシップに参加している学生の教育の質、派遣学生による貢献度、派遣先企業の満足度、参加学生と企業の新たなニーズの発掘と教育への反映度などの多面的な観点からプログラム運営・進捗状況を短・中・長期的に評価し、その改善事項やインターンシップの機能強化案を「高度人材インターンシップ推進室」に提出した。この改善事項やインターンシップの機能強化率について、必要に応じて派遣先企業、派遣学生、教員による改善委員会を開催し、事業のスパイラルアップを図った。

外部評価委員

氏名	企業	役職・部署
小林 茂樹	三和住宅株式会社	代表取締役/奈良県会議員
清島 太郎	株式会社アド電通大阪	アカウントソリューション局
黒飛 恵子	京都国際マンガミュージアム	室長
北岡 弘章	弁護士・弁理士 きたおか法律事務所	弁理士・弁護士
寺脇 研	京都造形芸術大学	教授

平成 19 年度 外部評価委員会の開催内容

会議名	開催日	内容
第2回外部評価委員会	平成 20 年 3 月 19 日(水)	平成 18 年度 事業成果報告 「マルチプレイ型コンテンツ知財専門人材育成」の概要 各外部評価委員会メンバーの紹介 海外機関の調査報告 web 制作の報告および概要の説明 インターンシップの協定先機関一覧の説明 来年度実施計画の報告

・外部評価委員の意見

今回の外部評価委員会で中心の議題となったのは、「プロデューサ」の定義に対する指摘だった。企画やプランニングに関しての実務的な面を強調されるメンバーの方もいたが、やはり資金調達の有無が同定義の中心となった。そういった背景から、次年度において「資金調達」に付随する教育の一層の強化を図りたい。また社会的な必要性を強く説く評価委員のメンバーもあり、本取り組みに更なる飛躍を期待される方々も多数いた。

外部評価委員のメンバーによる意見は、後ほどこちらから郵送によって別用紙を送り、捺印をして返送される仕組みをとっている。

カリキュラムの設計

インターンシップ学生の募集

博士前期・後期課程に在学している学生を対象として、インターンシップ参加希望の学生を募集した。対象の学生は、法律系に限定せず、経済・経営・人文などコンテンツに関連して何らかの係わりをもっているものとした。平成 19 年度の派遣対象の学生は、法政策研究科の博士前期・後期課程の大学院生であった。

インターンシップ科目の開講

大学院にカリキュラムとして、「高度人材インターンシップ」を正規科目として設置し、夏期に集中講座として大阪・中之島にある本学サテライト・キャンパスで実施した。

講師と科目は以下の通りである。

講師名	科目	実施日
立岡浩准教授(花園大学社会福祉学科)	コンテンツ産業の社会経営政策	2007 年 7 月 27 日(金)
辻幸恵教授 (追手門学院大学経営学部 マーケティング学科)	コンテンツ・マーケティング論	2007 年 7 月 30 日(月)
柳原秀哉 (デジタルハリウッドエンターテイメント/代表取締役兼 CEO)	コンテンツ流通論	2007 年 7 月 31 日(火)
新宮米三 (D&I 情報システム株式会社/プロジェクトマネージメント)	プロジェクト管理論	2007 年 9 月 3 日(月)
片柳敦(アイコット(株)/代表取締役社長)	コンテンツ資金調達	2007 年 9 月 4 日(火)
太下義之 (三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング)	コンテンツ産業論	2007 年 9 月 5 日(水)
吉田雅紀教授 (関西学院大学経営戦略研究科/あきない総合研究所所長)	コンテンツ起業論	2007 年 9 月 6 日(木)
塩屋俊 (株式会社ウィル・ドゥ代表取締役/映画監督・俳優)	コンテンツ制作過程	2007 年 9 月 7 日(金)
仲晃一(弁理士/三宅法律事務所)	コンテンツ契約管理	2007 年 9 月 10 日(月)

今回の集中講座では、本学の大学院生以外にも本学の学部生、桃山学院大学の学生、メビック(大阪市インキュベーションセンター)からの入居者である社会人(起業家)など幅広い参加となった。

2. コンテンツ知的財産関連講座の設置

前半「2007 高度人材インターンシップ (平成 19 年 7 月 27 日~31 日)

平成 19 年 7 月 27 日（金曜日）

講演者：立岡浩准教授（花園大学社会福祉学科）
科 目：コンテンツ産業の社会経営政策
司 会：高 榮洙 准教授
参加者：6 名（社会人 1 名、大学院生 5 名）
場 所：帝塚山大学 大阪サテライト・キャンパス

平成 19 年 7 月 30 日（月曜日）

講演者：辻幸恵教授（追手門学院大学経営学部 マーケティング学科）
科 目：コンテンツ・マーケティング論
司 会：高 榮洙 准教授
参加者：9 名（社会人 3 名、大学院生 3 名、学部生 3 名）
場 所：帝塚山大学 大阪サテライト・キャンパス

平成 19 年 7 月 31 日（火曜日）

講演者：柳原秀哉（デジタルハリウッドエンターテイメント/代表取締役兼 CEO）
科 目：コンテンツ流通論
司 会：高 榮洙 准教授
参加者：15 名（社会人 4 名、大学院生 3 名、学部生 8 名）
場 所：帝塚山大学 大阪サテライト・キャンパス

後半「2007 高度人材インターンシップ」（9月3日～9月10日）

平成 19 年 9 月 3 日（月曜日）

講演者：新宮米三（D&I 情報システム株式会社/プロジェクトマネージメント）
科 目：プロジェクト管理論
司 会：高 榮洙 准教授
参加者：11 名（社会人 4 名、大学院生 3 名、学部生 4 名）
場 所：帝塚山大学 大阪サテライト・キャンパス

平成 19 年 9 月 4 日（火曜日）

講演者：片柳敦（アイコット（株）/代表取締役社長）
科 目：コンテンツ資金調達
司 会：高 榮洙 准教授
参加者：6 名（大学院生 2 名、学部生 4 名）
場 所：帝塚山大学 大阪サテライト・キャンパス

平成 19 年 9 月 5 日（水曜日）

講演者：太下義之（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）
科 目：コンテンツ産業論
司 会：高 榮洙 准教授
参加者：8 名（社会人 2 名、大学院生 2 名、学部生 4 名）
場 所：帝塚山大学 大阪サテライト・キャンパス

平成 19 年 9 月 6 日（水曜日）

講演者：吉田雅紀教授（関西学院大学経営戦略研究科/あきない総合研究所所長）
科 目：コンテンツ起業論
司 会：高 榮洙 准教授
参加者：15 名（社会人 4 名、大学院生 2 名、学部生 7 名、他大学 2 名）
場 所：帝塚山大学 大阪サテライト・キャンパス

平成 19 年 9 月 7 日（金曜日）

講演者：塩屋俊（株式会社ウィル・ドウ代表取締役/映画監督・俳優）
科 目：コンテンツ制作過程
司 会：高 榮洙 准教授

参加者：14名（社会人4名、大学院生2名、学部生8名）
場 所：帝塚山大学 大阪サテライト・キャンパス

平成19年9月10日（月曜日）
講演者：仲晃一（弁理士/三宅法律事務所）
科目：コンテンツ契約管理
司会：高 榮洙 准教授
参加者：7名（社会人4名、大学院生2名、学部生1名）
場所：帝塚山大学 大阪サテライト・キャンパス

3. コンテンツ企業へのインターンシップ派遣の実績

(1) インターンシップ学生の派遣

今回は本学にある、デジタル教材を作成し、インターネットで講義を配信する「TIES 教材開発室」に本学大学院生を派遣した。

期間は平成19年11月29日～平成20年2月29日の3ヶ月間。主な業務はインターネット配信で生じる公衆送信権を基本に、「TIES とコンテンツ提供者（教員）との関係」「TIES とコンテンツ利用者（主に学生、登録会員など）との関係」「ISP としての TIES の管理上の問題」の3点から分析調査をした。

目 的：夏期集中講座の後、コンテンツを業務としている企業に派遣（インターンシップ）する。ただ意図としている企業派遣は、学部生が実施しているような「職業間意識の向上」業務ではなく、高い専門性を有して、業務改善に貢献するものである。そのため毎日企業に出向く必要はなく、メール等での意思の疎通を図り、柔軟性の高いものとなっている。

期 間：平成19年11月29日～平成20年2月29日まで
派遣大学院生：前田美紀博士前期課程、齋藤友宣博士後期課程

派遣先：NPO 法人 CCC-TIES

成果物：『TIES - 著作権ガイドライン - 』（平成20年2月29日、帝塚山大学法政策研究科）

(2) 『TIES - 著作権ガイドライン - 』の目次（成果物の概要）

.TIES とコンテンツ提供者（教員）との関係

1.TIES がコンテンツ提供者(教員)のコンテンツを利用する際、TIES の「私的使用」の範囲について

- (1) 私的使用の複製
 - a 私的使用の概要
 - b LAN を使用する場合
 - c ファイル交換ソフトを使用する場合
- (2) 学校とその他教育機関における複製
- (3) 営利を目的としない上演

2.TIES がコンテンツ提供者(教員)のコンテンツを利用する際、TIES は誰に許諾を得るのか？

- (1) 共同著作の場合
- (2) 委託著作の場合
- (3) 集合著作の場合
- (4) 職務著作の場合
- (5) 著作者とは別に実演家がいた場合
 - a プライバシー権について
 - b パブリシティ権について

3.コンテンツ提供者(教員)が自分のコンテンツ内に他者のコンテンツを含んでいるときの許諾範囲について

- (1) 画像コンテンツ
- (2) 文字コンテンツ

.TIES とコンテンツ利用者との関係

1. 利用者の「私的使用の範囲」について

a 日常生活の無断使用

- (1) 私的使用のための複製
- (2) 引用
- (3) 営利を目的としない上演等

b 学校の無断使用

- (1) 学校教育その他の教育機関における複製
- (2) 試験問題としての複製

. ISP としての TIES の管理上の問題

1. ISP としての問題について

- (1) プロバイダー責任制限法とは
- (2) サーバーを有してコンテンツを送信する管理者の責任
- (3) サーバーを有さずコンテンツを P2P で送信する管理者の責任

2. 利用者が TIES のコンテンツにおいて著作権侵害した場合の責任

- (1) 民事上の場合
- (2) 刑事上の場合

. 許諾書の類型

- (1) シンポジウムを行う際の許諾の雛形

4. 知的財産関連セミナー等への派遣

今後コンテンツ分野の派遣先企業の選定や企業の動向を把握するために、国内出張を行った。

日	程	平成 20 年 1 月 12 日
用務先		北海道大学 (北海道大学 21 世紀 COE プログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」)
用務の概要		国際シンポジウム(新世代知的財産法政策学の理念と課題)
用務地		ホテルポールスター札幌 2F「セレナード」(札幌市中央区北 4 条西 6 丁目)
出張者		高 榮洙 准教授

日	程	平成 20 年 2 月 29 日
用務先		著作権リフォームコンテンツ ～創造・保護・活用の好循環の実現に向けて～
要務の概要		著作権が今後、ビジネスローとしての役割が強くなる中、各方面(学者、弁護士)の有識者による著作権改正についてのシュミレーションに関するシンポジウム。本プログラムは主にコンテンツ業界における法律・経営・政策に強い人材育成のため、著作権の最新の動向を把握するため、同シンポジウムに参加した。
用務地		会場：全国都市会館 2 階 会議ホール(東京都千代田区平河町 2-4-2 TEL : 03-3262-5231) http://www.toshikaikan.or.jp/
出張者		東山純也 助手

5. インターンシップ担当の事業推進補助者の採用

「高度人材インターンシップ推進室」の受付、コピー、電話、メールの返信などの補佐的な業務をすための事業推進補助者を平成 19 年 7 月 2 日～平成 20 年 2 月 29 日まで雇用した。

6. 海外関連機関との協力のための出張調査

海外における教育機関の調査およびネットワーク構築を目的に初年度(米国・韓国)に引き続いて平成 19 年度も実施した。出張国中国で北京と上海を中心に、1 月 23 日～29 日の間、本学の黄ジンテイ准教授が訪問した。下記報告書は同准教授の文責の下、大学院生が翻訳をした。

1) 訪問先1：北京電影学院管理学部副主任 鞏繼程副教授

1 機関の概要

管理学部は1987年に成立。現在の入学者数は、学部生で30か60人/年(1クラスまたは2クラス)、修士課程で約15人/年。

2 教育プログラムの構成、使用教材など

カリキュラムは共通科目、専門基礎科目と専門科目に分けられる。

専門基礎科目には管理系、経済系と法律系の科目が含まれ、例えば管理学、統計学、経済学、数学と法学基礎などの科目がある。法律・政策関係の内容は、法学基礎という科目で扱う。専門科目には、「映画とドラマの管理」、「市場マーケティング」、「マネージメント」などがある。教育は全体的に管理学と経済学に重点をおいている。教材は、学部内で独自に編集したものが多い。

3 教員の構成と確保

専属教員は21名。映画会社のプロデューサーだった鞏副教授と、テレビ局の経理担当者だったもう一人の教員以外の教員全員は、学校を卒業後直接教員になったのであり、その多くは総合大学の管理学部出身である。もっとも、教員に実務家は少ないが、教員の学外兼職は一般的である。たとえば、法律のコンサルティング、映画制作を兼業し、中には広告代理店を経営する者もいる。

4 学生の進路

就職率は全体的に非常に高い。学部生は、映画会社、テレビ局と政府機関に就職するケースが多い。70%は映画産業関連の安定した就職先を見つけることができ、7%くらいの卒業生は3~5年後幹部になることができる。もっとも成功するケースは、卒業10年後、大手映画会社や大手テレビ局のプロデューサーになる者である。大学院生の多くは、修了後、芸術管理系の大学教員になるが、一部自らベンチャーを立ち上げる者もいる。

5 コンテンツの海外進出のための特別教育プログラムの存在

海外市場に関連する内容は、各科目内で扱うことがあるが、海外進出に焦点を絞った特別な科目は設けていない。

6 産学官連携

学部レベルで産業界との連携は特に取られていない。

政府との連携は、教員による政府研究プロジェクトの担当にとどまる。

7 インターンシップ

半年のインターンシップは卒業要件であり、3単位が割り当てられている。ほとんどのケースでインターン先は学生自身で探し、その多くは、映画会社、テレビ局、映画製作チームであり、またインターン終了後そのままインターン先に就職する場合も多い。

8 海外機関との連携

特になし

9 主な問題点と課題

業界全体の問題点として、中国の映画産業はまだ旧ソ連式の監督中心主義で、プロデューサーの権限と地位は高くない。そのため、管理学部の卒業生は就職し、努力してプロデューサーになっても、アメリカのプロデューサーのように責任と権限を任されるわけではない。学部の最大の問題は、教員の実務経験が乏しいこと、あってもその経験は単一の仕事に偏っていることである。その結果、学生に対して、広い視野での教育はできていない。

また、修士課程の入学試験は、全国統一試験であるため、院生は管理学についての知識があっても、映画産業に対する理解は不十分で、基礎的な教育が依然必要とされる点が問題である。

2) 訪問先2：中央美術学院人文学院副院長、芸術管理学部責任者、中国芸術管理教育学会秘書長
余丁副教授

1 機関の概要

97年に芸術管理学部の設立準備作業が開始され、01年に芸術管理教育研究室が発足し、学部生を受け入れ始め、03年に学部へ昇格した。学部生の入学者数は約25名/年で、一般修士課程院生の入学者数は約8~10名(うち留学生2~4名)/年で、社会人修士課程院生は約60名/年である。社会人修士課程の対象者は、3種類あり、芸術品の個人コレクター、業界関係者、他の業界(ベンチャー企業など)の2年以上の管理経験者で、美術管理業界に転向することを目指す者である。

2 教育プログラムの構成

学部生、一般修士課程、社会人修士課程という三つの異なるシラバスを設けている。学部生の主な専門科目は、芸術法、芸術管理学概論、芸術管理専門文書作成(契約書の作成を含む)、芸術市場学概論、博物館管理などである。一般修士課程の教育は、ケーススタディーを中心とする。社会人修士課程の教育は、実務を重視した7つの異なるコースを用意し、学生の需要に応じて選択可能である。また、中央美術学院における芸術管理教育は、以下4つの点に強みを持っている。

中国芸術市場研究 92年より教育開始。芸術市場データ分析センターを設け、これまで芸術品の競売、画廊等について全国的なデータ分析報告を2回行った。

芸術法 92年より中国初の芸術法教育を始め、現在でも芸術法修士課程を持つ唯一の大学である。同分野における中国の権威・社会科学院周林研究員を10年間以上にわたって講師として招へい。

美術博物館管理

展覧会の企画運営

3 教員の構成と確保

4 学生の進路

学部生はほぼ全員就職でき、画廊、芸術品競売会社に就職するケースが多い。大学院生は、上記に加え美術館に就職する場合がある。

5 コンテンツの海外進出のための特別教育プログラムの存在

本学部の教育自体は欧米流である。たとえば、米コロンビア大学と提携し、教材を導入し、学生の交換プログラムも行っている。また、British Councilと共同クラスを開催し、2年に一度、大英博物館の責任者、有名な画廊経営者などを教員として招き、本学部の優秀な学生を選抜し10日間の集中コースを無料で提供している。

6 産学官連携

上記データ分析センターの業務は、すべて政府委託事業である。また、政府・政府関連機関の依頼を受け、市場調査、芸術家の実態調査研究、五輪のメダル設計など行っている。ほかに業界との連携も多数ある。

7 インターンシップ

学部生の多くは、競売会社、画廊に、院生の多くは、美術館、博物館、美術家協会などの文化団体にインターンに行く。

8 海外機関との連携

上記5参照

9 主な問題点と課題

教員5人の専任教員のうち1人が中国美術館長に転出して、4名(全員海外留学もしくは在外研究の経験あり)になった。専任教員の待遇は、満足の行く人材を招へいできるほど高くないため、4名の契約制教員を迎え入れているのみである(4名の契約制教員の内訳は、学部の創始者の1人で現中国美術館長范迪安、社会科学院周林研究員と、softbill auction出身者2人である)。そのため、専任教員には、関連実務の経験を積むよう兼職を奨励している。

カリキュラムの改善 カリキュラムを改善する計画があるが、教員の確保という問題が影響して、実行できていない。

10 中国芸術管理教育全体の現状および学会

中国では、芸術系専門大学におけるこの種の教育は、通常、芸術管理学部と名づけられている。これに対して総合大学では、文化産業学部と名づけられている。しかし、芸術管理であれば、非営利も含まれるが、文化産業である以上は営利目的しかないように思われる。さらに、芸術系専門大学は、美術学院、音楽学院、電影学院のように、その学校が専門としている芸術形式に着目した芸術管理教育ができるが、総合大学はむしろこの点で劣っており、文化産業と言いながら、広く浅く、専門性のはっきりしない管理学教育をなかなか脱出できていないのが現状であろう。なお、総合大学で文化産業教育が比較的に進んでいるのは、上海交通大学、北京大学、人民大学、北京師範大学である。学会については、私(余丁先生)が芸術管理学教育の基準とカリキュラムを検討する米国のThe Association of Arts Administration Educators (AAAE)の会議に参加したのがきっかけで、中国にもこのような学会を作ろうとして、04年から関連の教育機関に呼びかけ準備作業に取り掛かった。その後、06年に1回目の芸術管理教育年會を

開催し、学会の規程を採択した。07年5月25日に上海で開催された年会では、理事長が選出され、余丁秘書長を責任者として国家主管官庁に学会の正式成立申請手続きを始めた。学会は、08年3月に正式に発足する見通しである。なお、04年の段階で15校の発起者しかなかったが、07年の年会には60校の代表が参加し、08年では、すでに全国で280校が関連学部を設立していると聞いている。
* 余丁先生は、後発組であるアジアの学者・教育者は、アジア域内でまず芸術管理教育と研究の人的ネットワークを広げ、レベルアップを図って、さらにアジアの特色ある芸術管理教育研究を開発できれば、初めてAAAEのような国際学会で発言力を得られると考え、日本で関連教育を行っている学者に、協力と交流を呼びかけている。

3) 訪問先3：上海音楽学院芸術管理学部主任 鄭新文教授

1 機関の概要

2002年から芸術管理専門を創設し、03年に学部升级到した。入試には芸術類の試験科目はなく、通常の文化科目のみの実施となっている。学部生は20~30人/年。2006年から社会人院生を募集し始め、一般院生を2008年から募集する予定である。

2 教育プログラムの構成、使用教材など

カリキュラムは、芸術、管理、経済、メディア、法律などの分野に分けられる。学部1年生は、提携先の復旦大学管理学院において、通常の実務の教育を受ける。3、4年目に、音楽学院でより専門化された芸術管理関係の科目を受講する。法律科目について、学部レベルでは、法学基礎として契約法、労働法、知的財産法を教えている。社会人院生については、たとえば契約書作成などより実用的な法学教育を行う。

3 教員の構成と確保

専任教員は6名。うちベテラン3人は、鄭新文教授を含め音楽類科目を担当する。若手教員3人の専門は、メディア論2人と視覚芸術理論1人である。非常勤教員は、オムニバス形式の科目を含めて約20名で、実務関係の科目を主に担当する。たとえば、芸術管理実務という科目では、8名の非常勤講師によってオムニバス方式で行われている。

4 学生の進路

オペラハウス、劇団、楽団、劇場、国際的なマネジメント会社、音楽関係雑誌・新聞、テレビ局など。

5 コンテンツの海外進出のための特別教育プログラムの存在

芸術管理科目では国内外の管理方法を教えている。さらにその実務を芸術管理実務科目で実践している。たとえば、学部として20数名の世界的に著名なジャズ演出家を招き、教員の指導の下、学生に公演のマネジメント全般に参加してもらう。

6 産学官連携

上海音楽業界の有識者を顧問として迎えている。学部を窓口にして、年に1度フォーラムを開催し、内外の専門家による講座を開いている。上海音楽学院は上海大劇場文化楽団(4つの楽団からなる)と包括的提携関係にあり、本学部の学生のインターンシップの受け入れ先にもなっている。公共団体、文化協会などからの委託プロジェクトはある。また学部は現在芸術管理実践センターを設立し、外部からの委託研究を請け負う窓口にしようと計画している。

7 インターンシップ

2ヶ月相当の終日インターンシップの参加が卒業要件の一つである。上記上海大劇場文化楽団が主なインターンシップ先である。

8 海外機関との連携

芸術管理の研究教育について、台湾が先行しているため、台湾の研究者・学生との交流を進めている。また、公演のために上海を訪れる劇団・楽団が多く、その責任者を招き、講座を開くことにしている。

9 主な問題点と課題

教員 現在活躍中の芸術管理専門人材は、専任教員として招へいするには待遇は充分ではない。一方、実務経験の少ない教員は、学生への説得力は不十分である。

カリキュラム 学部教育における芸術類科目と管理類科目のバランスが難しい。つまり、この分野の人材には高い芸術素養が必要とされているのに、4年間の学部教育では、芸術教育と管理教育を両立す

ることは困難である。海外では、本来芸術管理教育は主に大学院レベルの教育である。

なお、国内の音楽系大学で芸術管理教育を積極的に行っているのは、天津音楽学院と中国音楽学院である。天津音楽学院は、募集定員約 80 名、上海音楽学院より 1 年早く教育を開始。教員が優秀で、学生の就職状況もよい。中国音楽学院は、上海音楽学院より 1 年遅く教育を開始したが、英国との国際連携が進んでいる。

7. ウェブ制作

目的：産学官連携のネットワーク構築や海外機関などの紹介を主に、企業や他大学、研究機関に情報を提供するため（特にグーグルマップ等による海外機関の情報掲載）また集中講座の実施など多方面からの参加を呼びかける PR サイトを今年度に構築した。

- 内容：1. 講義の実績報告（07 年 11 月～現在まで、シンポジウムの開催や大阪サテライトの集中講義など）
2. 企業派遣の実績報告および実施予定の告知
3. 大学院生による最高裁の判例紹介
4. 海外コンテンツ機関の紹介（韓国・中国・米国・日本）
グーグルマップを使用し、ビジュアル的な見やすさを追求し、企業に実際の業務で役立つことのできるものを狙っている。
5. ブログ（コンテンツの配信を主な目的）
6. インタビュー記事の配信
コンテンツ企業の現状、プロデューサの定義など学術的にもまだ体系化されていない部分を実際に活躍されている実務家を通して、浮き彫りにするのが狙い
7. インターンシップ協定書企業の紹介

8. インターンシップ協定先一覧

今年度に本大学とインターンシップの協定を結んだ企業・大学一覧

企業：アド電通大阪

日時：平成 19 年 11 月 14 日

担当者：高尾（キャリアセンター）、東山助手

企業：NPO 法人 CCC-TIES

日時：平成 19 年 11 月 29 日

担当者：高尾（キャリアセンター）、高准教授

企業：アーカイブス出版

日時：平成 20 年 3 月 13 日

担当者：高尾（キャリアセンター）、東山助手

大学：京都造形芸術大学

日時：平成 20 年 3 月 18 日

担当者：高尾（キャリアセンター）、東山助手

【平成18年度・文部科学省】

派遣型高度人材育成協同プラン

帝塚山大学の取組、 『マルチプレイ型コンテンツ知財人材育成』 が採択されました。

文部科学省の「平成18年度派遣型高度人材育成プラン」に、帝塚山大学の取組「マルチプレイ型コンテンツ知財人材育成」が採択されました。全国の国公立大学30件からの申請があり、有識者による選定の結果、10件の取組が採択。また、近畿地区の国公立大学で採択されたのは本学のみでした。

これは平成16年度以降、文部科学省が実施する特色・現代GP3件の採択に引き続いての採択となり、本学の教育が更に高く評価された証でもあります。

派遣型高度人材育成協同プラン

文部科学省が平成17年度に開始した、これまでにない新たなコンセプトによるインターンシップ制度の開発を、大学に委託するプログラムです。科学技術人材育成の大きな課題として、自らの専門分野の位置付けを社会的活動全体の中で理解し、現実的課題の中から主体的に問題設定を行い、それに取り組む能力のある「高度専門人材」の育成が急務であるとの認識が、大学及び産業界の双方で高まっています。これらの要求に応えるため、現在までの主として就業体験や職業意識の形成を目的としたインターンシップとは厳密に、産学が人材の育成・活用に関して建設的に協力しあう体制を構築することにより、社会の抱える諸問題や産業界の取り組みを理解し、知識基盤社会を多様に支える、高度で知的な素養のある人材を育成することが目的となっています。



図1 マルチプレイ型知的財産専門人材構想図



帝塚山大学
TEZUKAYAMA UNIVERSITY

平成18年度
文部科学省選定

派遣型高度人材育成協同プログラム
マルチプレイ型コンテンツ知財人材育成

取組の概要

コンテンツ産業において、コンテンツの創作能力をもつ専門人材を育成することも必要ですが、すでに創作されているコンテンツをいかにビジネス化して利益の回収を確保するかが、現在では重要な課題となってきました。コンテンツのビジネス化には、法・政策・経営の観点からの専門知識が欠かせなくなっており、そのための人材育成が何よりも重要な課題であると考えられます。

本プログラムは、そのようなコンテンツ分野（映画、放送、音楽、漫画、アニメ、キャラクター、モバイルコンテンツ、ゲームソフトなど）と企業に強い興味を持ち、その開発から活用・管理までの全プロセスに対応できる法・経営・政策に強い「マルチプレイ型知財専門人材育成」を目的とするものです。高度な人材育成のために、関連企業との産学連携により、企業の実践コースに対応する国際的・学際的な人材供給システムを構築する新しいインターンシップモデルです。

取組の実施計画

- マルチプレイ型知財専門人材育成プログラム運営指針の確定**
「高度人材インターンシップ推進室」・「高度人材インターンシップ外部評価委員会」の設置を通じて、本プログラムの人材育成の運営指針を確定します。
- コンテンツ知財関連講座の設置**
コンテンツ知財関連講座を専門課程と高度専門課程に分けて、それぞれ「高度人材インターンシップⅠ」と「高度人材インターンシップⅡ」と称し、年度ごとにローテーションを組み、外部の講師を招聘して講義を行います。
- コンテンツ企業のニーズ調査・分析**
今後のインターンシップによる教育プログラムの方向性を明らかにするために、専門家に依頼し、法・政策・経営について、コンテンツ企業のニーズ調査・分析を行います。
- インターンシップ担当の任期制教員の任用**
本プログラムを円滑に運営していくために、インターンシップを担当する専任の任期制教員を任用。企業と学生、海外機関との連携、外部講師との打ち合わせ等の業務を推進します。
- サテライトキャンパスの活用**
本プログラムの運営のために、産学連携や知財情報の発信と交流の拠点としている「帝塚山大学大阪サテライト」（キャンパスインベーションセンター、大阪大学中之島センター内に所在）のある同センター内に別途専用教室を確保しています。同施設は、インターンシップに参加する学生の拠点とする共に状況に応じて遠隔講義や電子会議を実施することにより学生・派遣企業・大学を繋ぐパイプラインとして活用します。
- 海外関連企業との協力のための出張調査**
優れた成果を挙げている諸外国の関連機関との連携・協力関係を強化するために、アメリカや韓国など海外への出張調査を行います。



図2 マルチプレイ型コンテンツ知財専門人材育成 カリキュラムイメージ

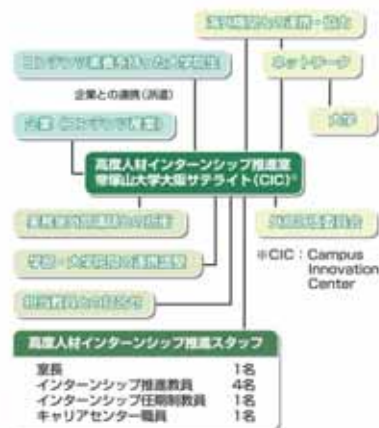


図3 マルチプレイ型知財専門人材育成の実施体制

お問い合わせ 〒631-8501 奈良市帝塚山7-1-1 帝塚山大学教育研究支援室
TEL 0742-48-9122 E-mail kyoikushien@jimu.tezukayama-u.ac.jp

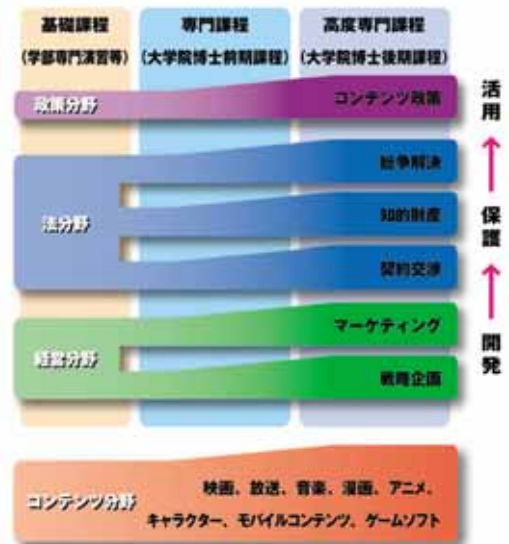
資料1

マルチプレイ型 知的財産専門人材構想図



資料2

カリキュラムのイメージ



資料3

マルチプレイ型知的財産専門人材育成の実施体制

